

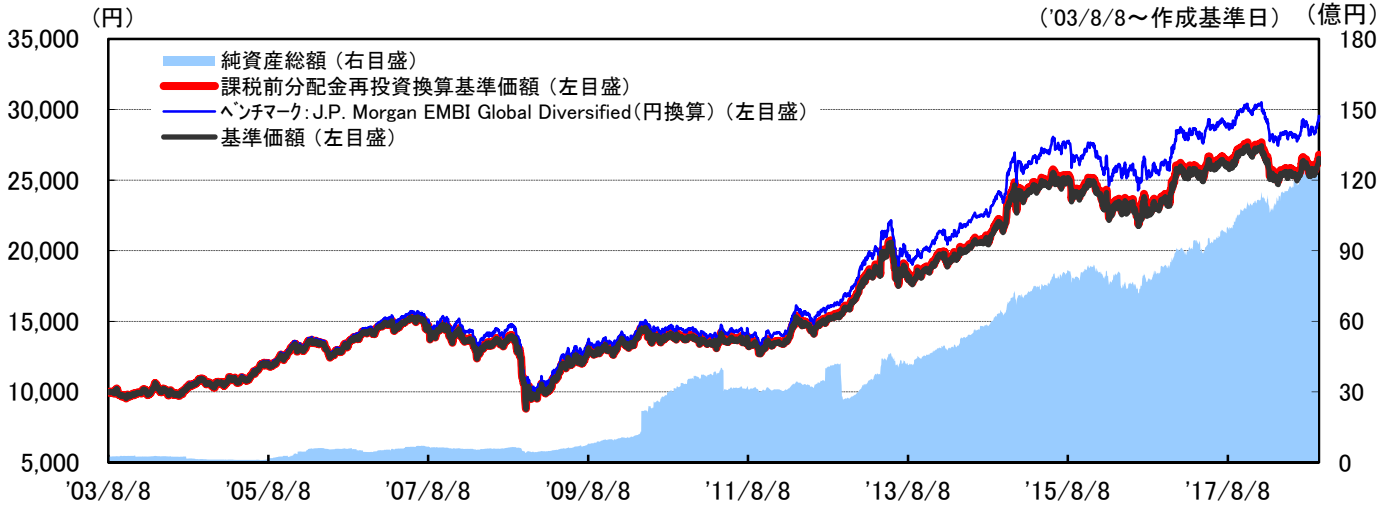


エマージング・ソブリン・オープン(1年決算型)

追加型投信／海外／債券

作成基準日：2018年9月28日

設定来の基準価額の推移



※基準価額は、信託報酬控除後のものです。また、「課税前分配金再投資換算基準価額」は、この投資信託の公表している基準価額に、各収益分配金(課税前)をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、当社が公表している基準価額とは異なります。
 ※上記の運用成果は過去の実績を示したものであり、将来の成果をお約束するものではありません。
 ※J.P. Morgan EMBI Global Diversified: 情報は、信頼性があると信じられる情報源から取得したものです。J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2015, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.
 ベンチマークは、米ドル建の同インデックス(出所: Bloomberg)を三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値により三菱UFJ国際投信が円換算したうえ設定時を10,000として指数化したものです。なお、ベンチマークは基準日前営業日の同インデックスの指数値を、為替は基準日の三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値を、それぞれ用いて計算しています。

ファンドの運用状況

| | | | |
|------|---------------------|----------------------|----------|
| 基準価額 | 26,538 円 | 課税前分配金込み基準価額 | 26,688 円 |
| | +962 円 (’18/8/31比較) | 課税前分配金再投資換算基準価額 | 26,792 円 |
| | | 基準価額(最高値: ’18/1/9) | 27,425 円 |
| | | 基準価額(最安値: ’08/10/28) | 8,770 円 |
| | | 純資産総額 | 131.1 億円 |
| | | 受益権総口数 | 49.4 億口 |

ファンドとベンチマークの騰落率

| 期間 | 1カ月 | 3カ月 | 6カ月 | 1年 | 3年 | 設定来 |
|--------|------|------|------|-------|-------|--------|
| ファンド | 3.8% | 5.1% | 5.6% | -1.3% | 12.7% | 167.9% |
| ベンチマーク | 3.6% | 5.2% | 5.5% | -1.0% | 13.4% | 195.5% |

※ファンドの騰落率は、各収益分配金(課税前)をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出しています。したがって、各期間の騰落率と実際の投資家利回りは異なります。
 ※ベンチマークは基準価額との関連を考慮して、各期間の起算日(本資料の作成基準日)および期日の各前営業日の値を用いています。

課税前分配金の推移(1万口当たり)

| ’04/8-’18/8 | — | — | — | — | 設定来累計 |
|-------------|---|---|---|---|-------|
| 10円 | — | — | — | — | 150円 |

※上記は過去の実績であり、将来の成果をお約束するものではありません。
 ※収益分配金は一定の分配金額をお約束するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

※後記の「本資料のご利用にあたっての注意事項等」をご覧ください。



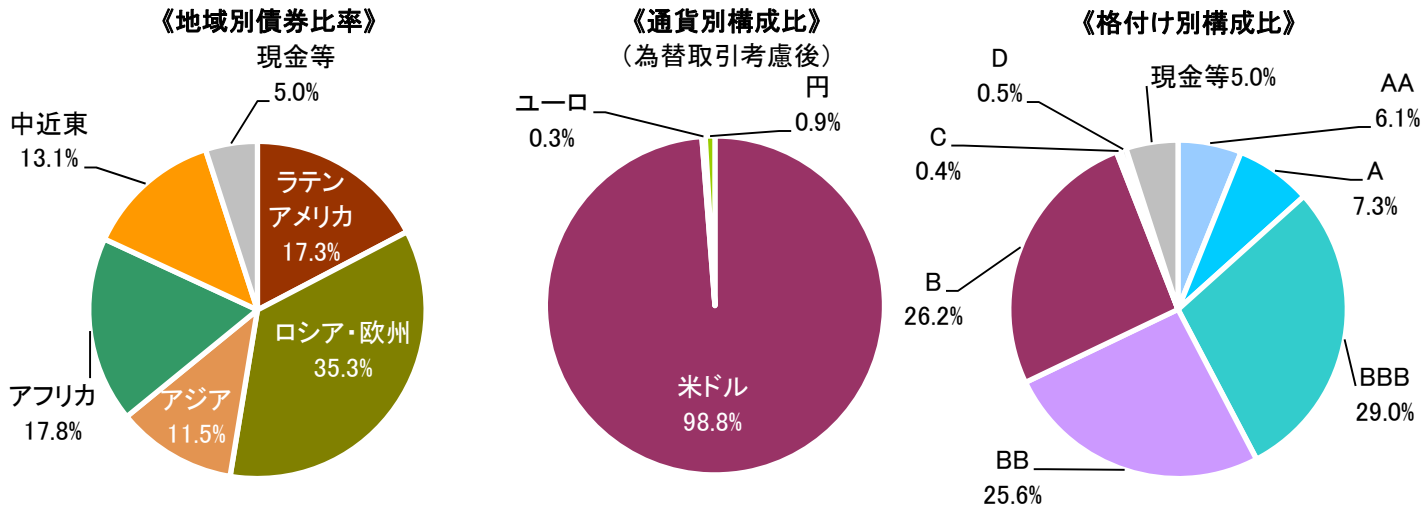
エマージング・ソブリン・オープン(1年決算型)

追加型投信／海外／債券

作成基準日: 2018年9月28日

※当レポートの各数値は表示桁数未満で四捨五入して表示している場合がありますので、それを用いて計算すると誤差が生じることがあります。

ポートフォリオの状況



※上記は、いずれもマザーファンドの組入比率に基づき算出した実質ベースの数値で表記しています。
 ※現金等には、未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
 ※格付け別構成比は、Moody's社とS&P社の格付けのうち、上位の格付けを用いて、S&P社の表示方法で表記しています。
 【出所】Bloomberg

ポートフォリオの構成

(組入国数: 53 カ国)

| 地域 | 国名 | デュレーション (*1) | 平均終利 (*2) | 平均直利 (*3) | 格付け (*4) | 比率 |
|-------------|----------|--------------|--------------|--------------|-----------|---------------|
| ラテンアメリカ | アルゼンチン | 7.3 | 8.49% | 6.73% | B+ | 3.7% |
| | その他 | — | — | — | — | 13.6% |
| | | 7.8 | 8.81% | 7.91% | — | 17.3% |
| ロシア・欧州 | クロアチア | 4.2 | 3.41% | 5.06% | BB+ | 5.9% |
| | ハンガリー | 2.9 | 3.64% | 5.67% | BBB- | 8.0% |
| | ロシア | 8.6 | 4.94% | 5.50% | BBB- | 3.8% |
| | トルコ | 6.2 | 6.97% | 6.69% | BB- | 3.1% |
| | ウクライナ | 4.0 | 8.57% | 5.72% | B- | 3.2% |
| | アゼルバイジャン | 6.3 | 4.84% | 5.04% | BB- | 4.5% |
| | | — | — | — | — | 6.7% |
| | | 5.5 | 4.80% | 5.42% | — | 35.3% |
| アジア | 中国 | 7.3 | 4.18% | 3.68% | A+ | 4.1% |
| | スリランカ | 3.7 | 6.36% | 6.46% | B+ | 4.2% |
| | その他 | — | — | — | — | 3.2% |
| | | 6.6 | 5.30% | 5.20% | — | 11.5% |
| アフリカ | | 7.2 | 6.96% | 6.86% | — | 17.8% |
| 中近東 | アラブ首長国連邦 | 8.1 | 3.87% | 3.50% | AA- | 3.2% |
| | その他 | — | — | — | — | 9.9% |
| | | 7.5 | 4.74% | 4.31% | — | 13.1% |
| 現金等 | | — | — | — | — | 5.0% |
| 計/平均 | | 5.9 | 5.69% | 5.67% | BB | 100.0% |

※比率とは、マザーファンドの組入比率に基づき算出した実質ベースの数値で表記しています。
 ※ポートフォリオの構成の国名は、作成基準日現在の組入上位10カ国を表します。
 ※現金等には、未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
 ※デュレーションを調整するために、債券先物を使用する場合があります。この場合、平均デュレーションは債券先物も含めて計算しています。
 (*1) デュレーション・・・「金利変動に対する債券価格の変動性」を示すもので、債券はデュレーションが大きいほど、金利変動に対する価格の変動が大きくなります。
 (*2) 平均終利(複利最終利回り)・・・償還日までの受取利息とその再投資収益および償還差損益も考慮した利回り(年率)。
 (*3) 平均直利(直接利回り)・・・受取利息収入部分にのみ着目した利回り。債券価格に対する受取利息の割合(年率)。
 (*4) 格付け・・・Moody's社とS&P社の格付けのうち、上位の格付けを用いて、S&P社の表示方法で表記しています。また、平均格付けは、現金等を除く債券部分の評価金額で加重平均して算出したものであり、当該投資信託受益証券に係る信用格付けではありません。
 【出所】Bloomberg

※後記の「本資料のご利用にあたっての注意事項等」をご覧ください。

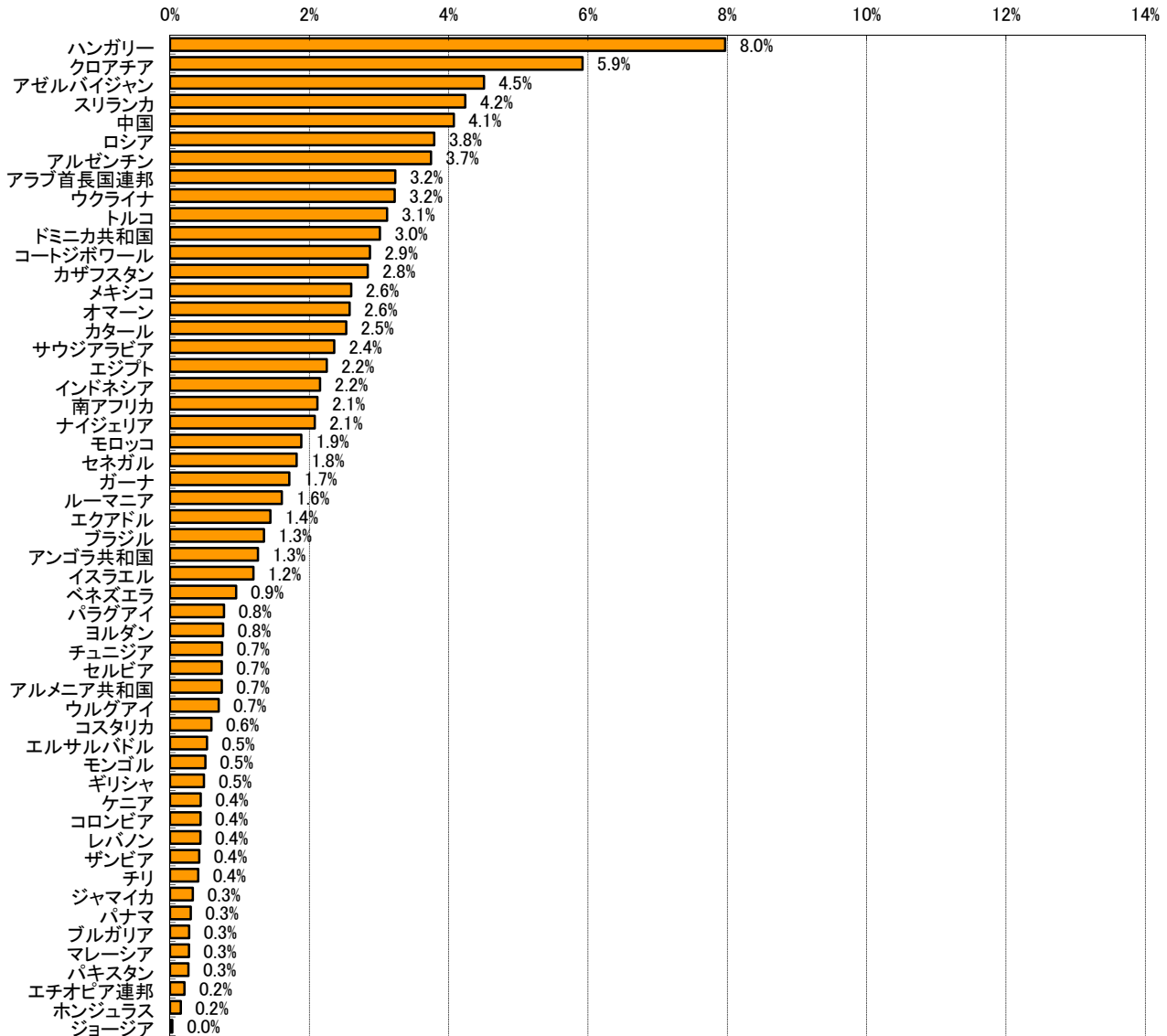


エマージング・ソブリン・オープン(1年決算型)

追加型投信／海外／債券

作成基準日：2018年9月28日

国別組入比率



※比率とは、マザーファンドの組入比率に基づき算出した実質ベースの数値で表記しています。

課税前分配金込み基準価額変化の要因分析(概算値)

(期間：2018/8/31～2018/9/28)

| | |
|----------------|-------|
| 課税前分配金込み基準価額変化 | 962円 |
| 債券要因 | 417円 |
| 利子収入要因 | 113円 |
| 債券価格要因 | 303円 |
| 為替要因 | 576円 |
| 設定解約要因・信託報酬要因等 | ▲ 31円 |

※将来の成果をお約束するものではありません。
 ※要因分析の数値は、日々の資料を基に簡便法で試算した概算値であり、実際の基準価額の変化を正確に説明するものではありません。
 ※各要因の数値は、円未満を四捨五入して表示しているため、その合計額は実際の小計額と異なることがあります。

※後記の「本資料のご利用にあたっての注意事項等」をご覧ください。

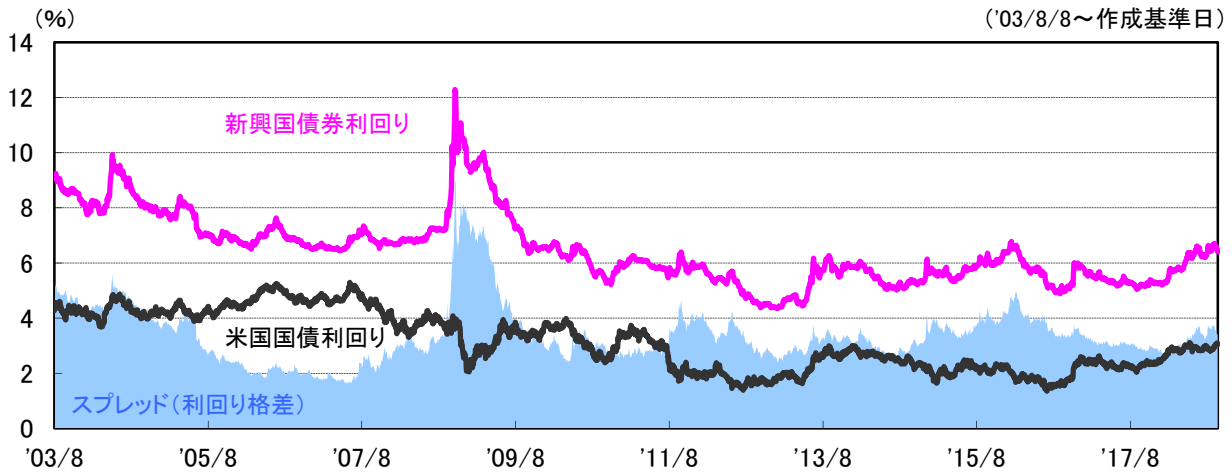


エマージング・ソブリン・オープン(1年決算型)

追加型投信／海外／債券

作成基準日：2018年9月28日

新興国債券と米国国債の спреッド(利回り格差)



※上記は、あくまで過去の実績であり、将来の成果をお約束するものではありません。
 ※基準価額との関連を考慮して、期日の前営業日の値を用いています。新興国債券利回り、スプレッドはJ.P. Morgan EMBI Global Diversifiedを使用しています。米国国債利回りは米国の自国通貨建10年国債利回りを用いています。【出所】Bloomberg

為替レートの推移 (円／米ドル)



※上記は、あくまで過去の実績であり、将来の成果をお約束するものではありません。
 ※為替は三菱UFJ銀行発表の対顧客電信売買相場仲値を用いています。

【出所】Bloomberg



エマージング・ソブリン・オープン(1年決算型)

追加型投信／海外／債券

作成基準日：2018年9月28日

ファンドマネージャーのコメント

《市場概況》

9月の新興国債券市場(J.P. Morgan EMBI Global Diversified)は、スプレッド(米国国債との利回り格差)が縮小し、月次リターンはプラス1.3%となりました。

米国債券市場では、米国の雇用統計が堅調だったことや貿易摩擦に対する過度の懸念が後退したことを受けて、米国長期金利は上昇しました。新興国債券市場では、市場参加者のリスク回避姿勢が後退したことなどを受けてスプレッドは縮小しました。

国別では、中央銀行が市場予想を上回る利上げに踏み切り、為替市場に落ち着きが見られたことなどから、トルコなどが堅調となりました。一方、中央銀行が財務省から現地通貨建て国債を買い入れることで合意したとの報道などを受けて、コスタリカが軟調となりました。

《為替概況》

9月の為替相場は、貿易摩擦に対する懸念が和らいだことなどを背景に米ドルは対円で上昇し、前月末比で見ると円安・米ドル高となりました。

《運用経過》

長期的なファンダメンタルズ面での課題はあるものの、政治情勢の改善や割安感が出てきたと考えられることから、南アフリカの組入比率を引き上げた他、エジプトやインドネシアについてもバリュエーションの改善等を背景に組入比率を引き上げました。一方、ファンダメンタルズについては前向きな評価をしているものの、バリュエーションの観点から、オマーンやウルグアイなどの組入比率を引き下げた他、政治的な不透明感が高まっているコートジボワールの組入比率を引き下げました。その他サウジアラビアなどで、相対価値評価により市場で割安に放置されていると思われる銘柄への入れ替え売買を行いました。

主なオーバーウエイト国：ハンガリー、クロアチア、アゼルバイジャン等

主なアンダーウエイト国：フィリピン、ペルー、パナマ等

《今後の運用方針》

新興国債券市場は足下にかけて変動性(ボラティリティ)の高まった状況にあるものの、新興国のファンダメンタルズは、概ね堅調な世界経済、安定もしくは改善しつつある財政収支、健全な水準にあると考えられる対外債務返済能力などを背景に緩やかに改善していると考えています。ただし、短期的に注目すべき不確実性要因として、先進国の金融政策、保護貿易主義的な動き、一部の新興国に特有の懸念事項などがあり、引き続き事態の推移を注視していく方針です。前述の市場環境に対する認識の下、リスクを管理しファンダメンタルズを重視した運用に臨みます。新興国は全般的には改善しているものの、国毎に状況が異なるため、引き続き投資国の選別を重視する方針です。

※上記は、作成時点における市場環境もしくは運用方針等について記載したものであり、将来の市場環境の変動により当該運用方針が変更される場合があります。

※後記の「本資料のご利用にあたっての注意事項等」をご覧ください。

エマージング・ソブリン・オープン(1年決算型)

ファンドの目的・特色

■ファンドの目的

高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目的として、信託財産の成長を目指して運用を行います。

■ファンドの特色

特色1 エマージング・カントリー(新興国)のソブリン債券および準ソブリン債券を主要投資対象とし、分散投資を行います。

・新興国が米国市場やユーロ市場等の国際的な市場および自国市場で発行する米ドル建のソブリン債券を中心に、準ソブリン債券への投資も行います。

(一部、ユーロ建の債券に投資する場合があります。)

新興国の現地(自国)通貨建債券への投資は、行いません。

【エマージング・カントリー(新興国)】

一般的に、先進国と比較すると証券市場は未発達なものの、経済成長の著しい、あるいは可能性の高い新興諸国を指します。

【ソブリン債券】

各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、自国通貨建・外国通貨建があります。また、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する債券もこれに含まれます。

【準ソブリン債券】

政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券とします。

重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、運用者の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

特色2 新興国のソブリン債券、準ソブリン債券からの高水準かつ安定した利子収入に加え、値上がり益の獲得を目指します。

・新興国の債券に投資することにより、相対的に高い利回りが期待されます。

一般的に新興国が発行する債券は格付けが低く、先進国等が発行する上位格付け債券と比較して高い利回りとなる傾向があります。したがって、相対的に高い投資収益率が期待できる反面、デフォルトが生じるリスクも高いと考えられます。

【格付け】

債券などの元本や利子が、償還まで当初契約の定め通り返済される確実性の程度を評価したものをいいます。

格付機関が、債券などの発行者の財務能力、信用力、今後の方向性などを分析、評価して、数字や記号で簡潔に表します。

【デフォルト】

投資した債券の元本やその利子の一部または全部が回収できない、もしくは遅延すること。

・原則として、為替ヘッジは行いません。

米ドル建資産以外の外貨建資産については、実質的に米ドル建となるように為替取引を行う場合があります。

・J.P. Morgan EMBI Global Diversified(円換算)をベンチマークとします。

ベンチマークを上回る投資成果をあげることを保証するものではありません。

投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。)の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。

特色3 債券等の運用にあたっては、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに運用の指図に関する権限を委託します。

特色4 年1回の決算時(8月5日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。

・分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。
(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

■ファンドのしくみ

・ファミリーファンド方式により運用を行います。

<当ファンドが主要投資対象とするマザーファンド>

エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド

ご購入の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

エマージング・ソブリン・オープン(1年決算型)

投資リスク

■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

| | |
|--------------------------|---|
| 為替変動 リスク | 当ファンドは、主に米ドル建の有価証券に投資しています(ただし、これらに限定されるものではありません)。外貨建資産に投資を行っていますので、投資している有価証券の発行通貨が円に対して強く(円安に)なれば当ファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く(円高に)なれば当ファンドの基準価額の下落要因となります。 |
| 金利変動 リスク | 投資している債券の発行通貨の金利水準が上昇(低下)した場合には、一般的に債券価格は下落(上昇)し、当ファンドの基準価額の変動要因となります。 当ファンドは米ドル建債券を中心に投資を行うため、特に米国金利の変動に影響を受けますが、新興国の金利等の影響を受ける場合もあります。 また、組入債券の残存期間や利率等も価格変動に影響を与えます。例えば、金利水準の低下を見込んで残存期間が長い債券の組入比率を大きくしている場合等には、金利変動に対する債券価格の感応度が高くなり、当ファンドの基準価額の変動は大きくなります。 |
| 信用リスク (デフォルト・ リスク) | 債券発行国の債務返済能力等の変化等による格付け(信用度)の変更や変更の可能性などにより債券価格が大きく変動し、当ファンドの基準価額も大きく変動する場合があります。 一般的に、新興国が発行する債券は、先進国が発行する債券と比較して、デフォルト(債務不履行および支払遅延)が生じるリスクが高いと考えられます。デフォルトが生じた場合または予想される場合には、債券価格は大きく下落する可能性があります。なお、このような場合には流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがあります。 |
| カントリー・ リスク | 債券の発行国の政治や経済、社会情勢等の変化(カントリー・リスク)により金融・証券市場が混乱して、債券価格が大きく変動する可能性があります。 新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。 ・先進国と比較して経済が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率等の経済状況が著しく変化する可能性があります。 ・政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により海外からの投資に対する規制導入等の可能性があります。 ・海外との資金移動に関する規制導入等の可能性があります。 ・先進国とは情報開示に係る制度や慣習等が異なる場合があります。 この結果、新興国債券への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。 |
| 流動性 リスク | 有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいは当ファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には当ファンドの基準価額の下落要因となります。 一般的に、新興国の債券は、高格付けの債券と比較して市場規模や証券取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買が行えないことがあります。 |

上記のリスクは主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

■その他の留意点

- ・投資信託(ファンド)の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益率を示すものではありません。
- ・受益者の個別元本によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- ・当ファンドのお取引に関しては、クーリングオフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。

ご購入の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

エマージング・ソブリン・オープン(1年決算型)

手続・手数料等

■お申込みメモ

| | |
|-------------------|---|
| 購入単位 | 販売会社が定める単位／販売会社にご確認ください。 |
| 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。 |
| 換金単位 | 販売会社が定める単位／販売会社にご確認ください。 |
| 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額 |
| 換金代金 | 原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。 |
| 申込不可日 | ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行のいずれかが休業日の場合には、購入・換金はできません。 ※具体的な日付については、委託会社のホームページ(「ファンド関連情報」内の「お申込み不可日一覧」)をご覧ください。 |
| 申込締切時間 | 原則として、午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。 |
| 換金制限 | 当ファンドの資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える換金にはできません。 |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。 |
| 信託期間 | 2023年8月5日まで(2003年8月8日設定) |
| 繰上償還 | 当ファンドの受益権の総口数が、当初設定時の10分の1または10億口を下回ることとなった場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。 |
| 決算日 | 毎年8月5日(休業日の場合は翌営業日) |
| 収益分配 | 年1回の決算時に分配金額を決定します。(分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。) 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。 |
| 課税関係 | 課税上は、株式投資信託として取扱われます。個人受益者については、収益分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の譲渡益に対して課税されます。NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)の適用対象です。税法が改正された場合等には、変更となることがあります。くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。 |

■ファンドの費用

お客さまが直接的に負担する費用

| | |
|---------|---|
| 購入時手数料 | 購入価額に対して、 上限3.24%(税抜 3.00%) (販売会社が定めます) (購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。) |
| 信託財産留保額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.5% をかけた額 |

お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

| | |
|--------------|---|
| 運用管理費用(信託報酬) | 日々の純資産総額に対して、 年率1.6956%(税抜 年率1.5700%) をかけた額 |
| その他の費用・手数料 | 監査法人に支払われる当ファンドの監査費用・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用・その他信託事務の処理にかかる諸費用等についても当ファンドが負担します。 ※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。 |

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了時、毎決算時または償還時に当ファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、当ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

本資料のご利用にあたっての注意事項等

●本資料は、三菱UFJ国際投信が作成した資料です。投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認ください。●本資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。●本資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。●本資料中のグラフ・数値等は、過去の実績・状況であり、将来の市場環境等や運用成果等を示唆・保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。●投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。●投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。

●委託会社(ファンドの運用の指図等)

三菱UFJ国際投信株式会社
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号 <ホームページアドレス> <https://www.am.mufig.jp/>
 加入協会: 一般社団法人 投資信託協会 <お客さま専用フリーダイヤル> 0120-151034
 一般社団法人 日本投資顧問業協会 (受付時間 営業日の9:00~17:00)

●受託会社(ファンドの財産の保管・管理等)

三菱UFJ信託銀行株式会社

ご購入の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

販売会社情報一覧表

ファンド名称:エマージング・ソブリン・オープン(1年決算型)

| 商号 (*は取次販売会社) | 登録番号等 | 日本証券業協会 | 一般社団法人 日本 投資顧問業 協会 | 一般社団法人 金融先物 取引業協会 | 一般社団法人 第二種 金融商品 取引業協会 |
|-----------------------|---------------------------|---------|-----------------------------|-------------------------|--------------------------------|
| アーク証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1号 | ○ | | | |
| エース証券株式会社 | 金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第6号 | ○ | | | |
| 株式会社SBI証券 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号 | ○ | | ○ | ○ |
| 岡三にいがた証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第169号 | ○ | | | |
| おきぎん証券株式会社 | 金融商品取引業者 沖縄総合事務局長(金商)第1号 | ○ | | | |
| カブドットコム証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号 | ○ | | ○ | |
| 木村証券株式会社 | 金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第6号 | ○ | | | |
| 光世証券株式会社 | 金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第14号 | ○ | | | |
| 篠山証券株式会社 | 金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第16号 | ○ | | | |
| 荘内証券株式会社 | 金融商品取引業者 東北財務局長(金商)第1号 | ○ | | | |
| 第四証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第128号 | ○ | | | |
| 高木証券株式会社 | 金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第20号 | ○ | | | |
| 東武証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第120号 | ○ | | | |
| フィデリティ証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第152号 | ○ | | | |
| 松井証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第164号 | ○ | | ○ | |
| 松阪証券株式会社 | 金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第19号 | ○ | ○ | | |
| マネックス証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号 | ○ | ○ | ○ | |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2336号 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 楽天証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| リーディング証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第78号 | ○ | | | |
| リテラ・クリア証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第199号 | ○ | | | |
| 株式会社京葉銀行 | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第56号 | ○ | | | |
| 株式会社南都銀行 | 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第15号 | ○ | | | |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第33号 | ○ | | ○ | |